

◇大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 1 保育所において行われる、こども未来戦略の趣旨を踏まえた児童を保育する事業として市長が定める事業を利用する場合の使用料に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 西喜連保育所を廃止することにしました。
- 3 この条例は、令和6年7月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)